

公示

山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事に係る特定建設工事共同企業体の一般競争参加者の資格の申請について

「山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事」に係る入札公告（建設公示）に基づく一般競争入札は、単体有資格者又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により一般競争を行います。

については、次のとおり山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事に係る共同企業体の一般競争参加者の資格の申請の受付を行います。

平成26年11月21日

契約事務責任者
国立大学法人山口大学長
岡 正朗

記

1 工事概要等

- (1) 工事名 山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事
- (2) 工事場所 山口県宇部市南小串1-1-1 山口大学小串団地構内
- (3) 工事概要 本工事は、病院（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上14階地下1階建、延べ面積約34,600m²）の新営及び保健学科福利棟（鉄筋コンクリート造、地上1階建、延べ面積319m²）の解体その他工事を施工するものである。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成30年6月22日（金）まで

2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 申請書の交付期間及び場所

①受付期間： 平成26年11月21日（金）から平成26年12月19日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の12月19日（金）は、15時00分まで。）。

②受付場所： 〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1
国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課総務係
電話083-933-5120

③受付方法： 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は

託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

3 共同企業体の構成員の数及び資格要件

(1) 共同企業体の構成員の数

共同企業体の構成員の数は2又は3社とする。

(2) 共同企業体の資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同企業体であること。

- ① 国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- ③ 文部科学省において建設一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学省大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、共同企業体の構成員の代表者にあっては、1,190点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、940点）以上であること。
- ④ 平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

イ 単体又は共同企業体の代表者

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上6階建以上かつ延べ面積15,000m²以上の病院の新営工事

ロ 共同企業体の代表者以外の構成員

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上3階建以上かつ延べ面積7,000m²以上の福祉施設又は学校の新営工事

- ⑤ 共同企業体の構成員については、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- ⑥ 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- ⑦ 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- ⑧ 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
- ⑨ 共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

イ 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の資格を有する者又はこれら

と同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

□ 平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記3(2)④に掲げる工事の施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ハ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

二 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要あるので、その旨を明示できる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑩ 共同企業体として参加する場合の代表者以外の構成員については、上記3(2)⑨イに定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑪ 上記1(1)に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑫ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

イ 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(i) 親会社と子会社の関係にある場合

(ii) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ii)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記3(2)⑫のイ又はロと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑬ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する

事務所をいう。) を代表するもので役員以外の者をいう。

口 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(i) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ii) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(iii) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(iv) 有資格業者である個人又は有資格業者等の役員が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

ハ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

4 資格の有効期間

資格の認定があった日から本工事の完成・引渡しが完了する日までの間とする。

5 提出書類

共同企業体の構成員は、次のとおり申請書及び添付書類を上記2(1)②までに提出しなければならない。なお、申請書及び添付資料の作成にあたっては、別添「一般競争参加資格作成上の留意事項」を参照すること。

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

(2) 営業所一覧表

(3) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知の写し(写しとは、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写した鮮明なものをいう。以下同じ。)

(4) 納税証明書(法人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の三、個人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の二の未納の税額がないことの証明)の写し

(5) 誓約書

(6) 委任状

(7) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

6 その他

(1) 同一の工事において、同一の業者が二以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。

- (2) 共同企業体が請け負う建設工事の種類と当該共同企業体の構成員が請け負うこととなる建設工事の種類が同じであるものとする。
- (3) 本工事に共同企業体として申請を行った場合は、構成するものは、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (4) 事業協同組合が競争参加者として入札に参加する場合には、当該工事について、当該事業協同組合の組合員は参加できないものとする。
- (5) 経常共同企業体及び大手共同企業体が、共同企業体の対象工事の競争に参加しようとする場合は、改めて構成員同士が、共同企業体を結成すること。
- (6) 共同企業体の各構成員は提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知) (以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札は、共同企業体の各構成員すべてが記名押印した入札書によることを原則とするが、当該共同企業体の代表者に他の構成員が入札に関して一切の権限を委任している場合は、当該代表者をして入札を行うことができる。
- (8) 共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の特例
共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、以下のとおり取扱うものとする。
- ① 当該共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に変わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、共同企業体としての認定 (以下「認定」という。) の申請を行うことができるものとする。
- ② ①にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに共同企業体を結成することにより、認定の申請を行うことができるものとする。
- ③ ①及び②にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に変わる構成員を補充せず、単独で競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。
- ④ ①及び②までの申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定の申請を行った場合は、これを却下するものとする。
- ⑤ ①及び②までの認定の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- ⑥ 認定の手続きは、次により行うものとする。
- イ 提出期限：平成27年1月23日（金）15時00分まで
- ロ 提出先：上記2（1）②と同じ。
- ハ 提出方法：上記2（1）③と同じ。
- (9) 申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (10) 契約事務責任者は、提出された申請書及び添付資料を、認定の手続き以外で提出者に無断で使用しない。
- (11) 提出された申請書及び添付資料は、返却しない。

(12) 申請書及び添付資料に関する問い合わせ先 上記2(1)②に同じ。

別添

「一般競争参加資格作成上の留意事項」

共同企業体の一般競争参加資格申請書及び添付資料作成にあたり、下記を留意の上、各1部提出すること

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1, 1-2）
 - ①共同企業体の代表者が作成すること。
 - ②許可番号、住所等は共同企業体の代表者の者を記載すること。
 - ③商号又は名称は○○・○○・○○特定建設工事共同企業体と記載すること。
 - ④電話、FAX番号は実際に連絡に使用する支店等のものを記載すること。
 - ⑤希望工事区分は官報公告した業種（建築一式）の番号の欄に○を記入すること。
 - ⑥営業年数は共同企業体の構成員のうち最も営業年数の少ない年数を記載すること。
- (2) 営業所一覧表（様式2）
 - ①共同企業体の代表者が作成すること。
 - ②今回の工事に対する共同企業体としての営業所のみを記載すること。
- (3) 納税証明書の写し
 - ①納税証明書とは、申請日以前の3カ月以内に発行された法人税（法人の場合）又は申告所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの税務官署が発行する証明書をいう。
 - ②共同企業体の構成員すべての納税証明書の写しを提出すること。
- (4) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知の写し
 - ①共同企業体の構成員それぞれの最新のもの。
 - ②複写機等によりA4版に縮小した鮮明なもの。
- (5) 委任状（代表者に資格審査に係る事務処理及び入札等に関する委任）
 - ①別紙様式1を参照の上、作成すること。
- (6) 誓約書（技術者を工事現場に専任で配置することを誓約する内容）
 - ①別紙様式2を参照の上、作成すること。
 - ②共同企業体全構成員連名によるもの。
- (7) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ①別紙様式3を参照の上、作成すること。
 - ②共同企業体全構成員連名によるもの。
- (8) 一般競争（指名競争）競争参加資格認定通知書返信用封筒
 - ①別紙様式4を参照の上、作成すること。
- (9) 共同企業体の申請にあたっては、本工事に係る公示及び関係法令並びに入札説明書により、申請すること。

01	1 : 新規 ※ 2 : 更新	※ 02 受付番号	03 業者コード	04 建設業許可番号	05 の規模	06 適格組合証明	平成 年 月 日 号 第
----	--------------------	-----------	----------	------------	--------	-----------	-----------------

一般競争(指名競争)參加資格審查申請書(建設工事)

平成25・26年度において、国立大学法人山口大学で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学長 岡 正朗 殿

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

欄には、当省(府等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。

※ 受付番号

※ 業者コード

21	① 競争希望参加資格区分	※ ② 年間平均完成工事高 (千円)	※ ③ 申請を希望する部局														
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
完 成 工 事 高	01 土木一式																
	02 建築一式																
	03 大工																
	04 左官																
	05 とび・土工・コンクリート																
	06 石																
	07 屋根																
	08 電気																
	09 管																
	10 タイル・れんが・ブロック																
	11 鋼構造物																
	12 鉄筋																
	13 ほ装																
	14 しゅんせつ																
	15 板金																
	16 ガラス																
	17 塗装																
	18 防水																
	19 内装仕上																
	20 機械器具設置																
	21 熱絶縁																
	22 電気通信																
	23 造園																
	24 さく井																
	25 建具																
	26 水道施設																
	27 消防施設																
	28 清掃施設																
そ の 他																	
合 計																	

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※ 受付番号

※ 業者コード

營業所一覽表

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
 - 2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
 - 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
 - 4 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「-（ハイフン）」で区切ること。
 - 5 「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。
 - 6 「営業区域」（下段）の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

(別紙様式1)

委任状

私は、〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体の代表者に
下記権限を委任します。

記

工事名 山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事

- 1 特定建設工事共同企業体の一般競争（指名競争）参加資格審査申請の手続に関する件
- 2 当特定建設工事共同企業体に対する一切の文書受領に関する件
- 3 本工事の入札及び見積に関する一切の件

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学 御中

委任者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

委任者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

受任者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

別紙様式2

誓 約 書

工事名 山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事

私共は、〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体に係る上記建設工事の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者をそれぞれ工事現場毎に専任で配置することができることを誓約します。

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

別紙様式3

特定建設工事共同企業体協定書（案）

（設置）

第1条 ○○○○は共同出資し、次の建設事業を共同連帶して営むため共同企業体を設置する。

- 一 ○○発注に係る○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 本共同企業体は、○○・○○特定建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を○○都道府県○○区市群○○町村○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過する日までの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地

○○建設株式会社

○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地

○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 前項の出資には金銭以外のもの（機械器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの）を含むとし当該出資は、時価を参しやくのうえ構成員が協議して定める額とする。

（運営委員会）

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関

する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

- 2 運営委員会規定は、別に定めるものとする。
- 3 運営委員会規定は、第1項のほか次の事項について定めるものとする。
 - (1) 構成員及び運営方法のこと。
 - (2) 議事録の作成及び配布のこと。
 - (3) 事務局のこと。
 - (4) 工事完成後のかし担保責任の分担のこと。
 - (5) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者の選定のこと。
 - (6) 紛争処理のこと。
 - (7) その他必要事項。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の入札、請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きするものとする。

(決算)

第12条 企業体は、工事しゅん功のつど当該工事について合同計算により決算するものとする。

- 2 企業体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 工事途中において構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金

額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定より構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は上記のとおり○○・○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地

○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

所在地

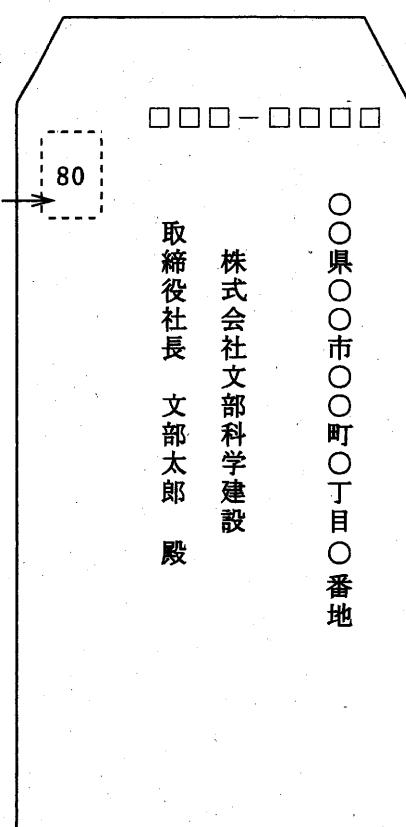
○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

別紙様式 4

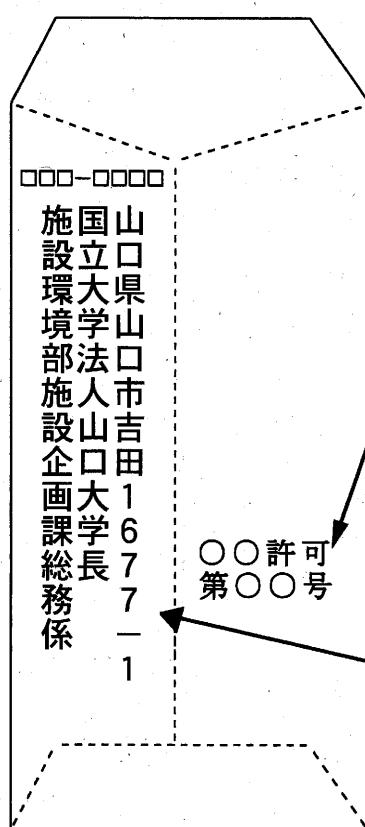
◎認定通知書送付用封筒記載例

表



切手を貼ってください

三



大臣又は知事許可設建設記入番号を及び、
の区別して下さい

(例)

- ・国土交通大臣許可
第〇〇〇〇号
 - ・〇〇県知事許可
第〇〇〇〇号

裏には山口大学の住所を記入してください。

〈長形3号封筒〉